

循環号外  
令和3年(2021年)8月4日

一般社団法人佐賀県産業資源循環協会長 様

佐賀県県民環境部循環型社会推進課長  
( 公 印 省 略 )

産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率の引上げの  
基本計画等の策定に伴う協力依頼について

このことについて、令和3年7月9日付け事務連絡により環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴会会員へ周知していただき、電子マニフェストへの加入及び利用の促進に御協力いただきますようお願いいたします。

佐賀県県民環境部循環型社会推進課  
監視指導担当 古賀、西村  
電話：0952-25-7108  
FAX：0952-25-7109  
Mail：jungkangatasyakai@pref.saga.lg.jp

事務連絡  
令和3年7月9日

各都道府県・各政令市  
廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率の引上げの  
基本計画等の策定に伴う協力依頼について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、環境省では、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）1」の6. デジタルガバメント分野（3）新たな取組「7. 個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」に記載の方針に基づき、令和2年12月に産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率の引上げの基本計画等を策定、公表しています（令和3年4月21日改訂、公表2）。

同基本計画では、電子マニフェストの登録について令和4年度を達成期限としてオンライン利用率70%（オンライン利用率＝電子マニフェストの年間登録件数／5,000万件）を目指すこととしており、令和3年5月末現在66%となっております。

各都道府県・各政令市におかれましては、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ策定に伴う協力依頼について（依頼）」（平成30年10月19日付環循規発第1810191号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長）も踏まえ、電子マニフェストの普及拡大に向けた未加入の産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する電子マニフェスト加入の促進、公共工事における電子マニフェストの利用の促進及び排出事業者としての行政機関の産業廃棄物処理委託契約等関係部署における利用促進について、下記を参考に、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 未加入の産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する電子マニフェスト加入の促進  
電子マニフェスト未加入の産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し、新規許可や許可更新、その他各種届出手続等の際に、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター作成パンフレット「電子マニフェストをはじめよう」（<https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/03/leaflet.pdf>）を配布し説明するなど、加入促進の取組をお願いいたします。

## 2 公共工事における電子Manifestoの利用の促進

「電子Manifesto普及拡大に向けたロードマップ」(平成30年10月策定)の3(2)  
(ア)「公共工事による利用促進」には「国、地方公共団体等が発注する公共工事での電子Manifestoの利用を促進するため、公共工事の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等の公共工事の発注部局に対し、公共工事における電子Manifestoの利用促進を要請する」旨記載されています。

公共工事では依然として多くの紙Manifestoが利用されており、紙Manifestoの不適切な交付が疑われる事案も発生しています。については、以下の導入事例も参考としつつ、貴自治体の公共工事発注部局に対し、公共工事における電子Manifestoの利用の促進の働きかけをお願いいたします。また、都道府県にあっては管下の市区町村に対しても、市区町村発注工事における利用促進のための周知もお願いいたします。

(導入事例1)静岡県では、平成21年10月以降、同県交通基盤部で所管する工事には電子Manifestoの使用を義務付けています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/recycle/documents/densimaniosirase.pdf>

<https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/03/20190321112559.pdf>

(導入事例2)大阪市では、令和4年度から全ての市発注工事について、電子Manifestoの使用を義務化します。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000472876.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000538810.html>

## 3 排出事業者としての都道府県及び市町村による電子Manifestoの利用の促進

「電子Manifesto普及拡大に向けたロードマップ」(平成30年10月策定)の3(2)  
(イ)「行政機関の産業廃棄物処理委託契約における利用促進」には「国、独立行政法人及び地方公共団体等の入札担当部局に対し、産業廃棄物の処理に係る契約において、電子Manifestoの利用及び環境配慮契約を積極的に推進するように要請し、電子Manifestoの加入者が有利になる環境を整備することで、加入のインセンティブを高めていく。」旨記載されています。

公務部門も排出事業者であり、民間事業者に利用を促すとともに、自らも積極的に電子Manifestoを利用することが望まれます。については、以下の導入事例も参考としつつ、貴自治体の産業廃棄物処理契約担当部局に対し、電子Manifestoの利用の促進の働きかけをお願いいたします。また、都道府県にあっては管下の市区町村における利用促進のための周知もお願いいたします。

(導入事例3)東京都では、令和元年4月から、本庁舎及び議会議事堂から排出される廃棄物の管理に電子Manifestoを導入し、作業効率化やペーパーレス化の推進につ

ながっています。

[https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/10/kikansi\\_202010\\_p24\\_25.pdf](https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/10/kikansi_202010_p24_25.pdf)

(導入事例4) 下水道事業は、産業廃棄物の排出量が多いにもかかわらず電子マニフェストの導入が遅れている部門ですが、例えば、埼玉県、千葉県、滋賀県及び京都市では利用が進んでいます。

[https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/01/kikansi\\_202001\\_p08\\_20.pdf](https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/01/kikansi_202001_p08_20.pdf)

#### 4 その他(参考)

環境省では公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと協力し、令和3年度中に、

- (1) 産業廃棄物の多量排出事業者であって未加入の事業者に対し未加入理由を調査するためのアンケート調査の実施
  - (2) 電子マニフェスト加入促進のための許認可窓口用チラシ及び公務向けパンフレットを作成して都道府県及び政令市宛に送付
  - (3) 公務を対象とした業種別事例集の作成・配布
- をそれぞれ予定しています。

##### 1 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

##### 2 規制改革実施計画に基づく「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の基本計画等(令和3年4月21日改定)

[https://www.env.go.jp/other/basic\\_plan\\_for\\_online\\_procedures\\_enhancement/r030421.html](https://www.env.go.jp/other/basic_plan_for_online_procedures_enhancement/r030421.html)

[本件についての連絡先]

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 梶原、松林

Tel : 03-3581-3351 内線 6874

# 電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ

平成 30 年 10 月

環 境 省  
環境再生・資源循環局

## 1. ロードマップ策定の背景

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）制度とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき産業廃棄物を排出する事業者が、その産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合、その産業廃棄物の処理の流れを自ら確認し、処理責任を確保すること、産業廃棄物の不法投棄等の不適正事案の迅速な原因究明等を目的とした制度である。

電子マニフェスト制度は、紙マニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして法に基づき指定された情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。))を介して、ネットワーク上でやりとりすることを可能とするもので、平成 9 年 6 月の法改正により創設され、全ての産業廃棄物にマニフェスト使用が義務付けられた平成 10 年 12 月から運用が開始された。

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなどのメリットが大きく、平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」において普及率を平成 28 年度に 50%に拡大することが目標として掲げられた。この目標を達成するため、平成 25 年 10 月に「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、電子マニフェスト普及のための各種施策を推進した結果、平成 28 年度における普及率は 47%と目標値には届かなかったものの、平成 29 年 9 月に 50%の目標を達成した。

平成 29 年の法改正では、その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対し、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に電子マニフェストの使用が初めて義務付けられた。

こうした状況のもと、本年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの普及率を 2022 年度において 70%に拡大することを目標に掲げたところであり、今般、この目標を達成するため、新たなロードマップを策定したものである。

## 2. 達成すべき目標

2022 年度において電子マニフェスト普及率（利用割合）を 70%とする。

## 3. 目標達成のための取組

普及目標を達成するため、地方公共団体及び JW センターと連携し、以下の取組を行う。

### （1）事業者の加入促進

電子マニフェスト普及率を上昇させるためには、排出事業者及び処理業者の加入を促進する必要があるため、以下の取組を行う。

#### （ア）多量排出事業者に対する重点的加入促進

平成 29 年の法改正により、特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）を多量に（年間 50 トン以上）排出する事業者に対して電子マニフェストの使用が義務付けられ 2020 年 4 月から施行されることから、義務対象になることが想定される特別管理産業廃棄物多量排出事業者を対象とした電子マニフェスト導入説明会を全国で開催する。

また、事務処理費用の削減や産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要となるなど、電子マニフェスト導入によるメリットが特に大きい多量排出事業者については、建設業、製造業等の業界団体を通じて加入促進を図る。

#### （イ）少量排出事業者に対する加入促進

産業廃棄物の排出が少量・低頻度の少量排出事業者は、多量排出事業者に比し一般的にマニフェスト交付枚数が少ないため、紙マニフェストから電子マニフェストに切り替えるメリットを感じにくく、導入が進まない傾向にあった。このため、少量排出事業者向けの利用区分の一つにおいて、平成 25 年 9 月から加入料を廃止するとともに、平成 29 年 4 月には使用料の大幅な値下げを行い、加入しやすい料金体系とした。後述する処理業者による電子マニフェスト登録支援機能などの充実により、処理業者側のアプローチで少量排出事業者の加入を促進する。

#### （ウ）処理業者に対する加入促進

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者全てが使用することで初めて機能するシステムであるため、排出事業者の契約先である処理業者が電子マニフェストに加入することにより、排出事業者の電子マニフェスト加入促進につながることを期待される。

電子マニフェストの加入は、処理業者の優良認定制度の要件となっているほか、環境配慮契約法により、産業廃棄物の処理に係る契約の入札参加資格

を付与する際の評価項目となっている。これらのメリットを JW センターが実施している講習会や都道府県と連携した説明会等の機会を通じて周知することにより、処理業者の加入促進を図る。

## **(2) 行政機関による利用促進**

国、地方公共団体等の行政機関の事務及び事業において積極的に電子Manifestoを活用することで、民間事業者における導入の契機にもなり、普及率を上昇させることが期待できるため、関係行政機関に対して、活用の促進を図るよう働きかけを行う。

### **(ア) 公共工事における利用促進**

国、地方公共団体等が発注する公共工事での電子Manifestoの利用を促進するため、公共工事の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等の公共工事の発注部局に対し、公共工事における電子Manifestoの利用促進を要請する。

また、建設副産物情報交換システムとのデータ連携も検討を進め、受注者自身が電子Manifesto導入のメリットを感じられるよう環境整備を進めていく。

### **(イ) 行政機関の産業廃棄物処理委託契約における利用促進**

環境配慮契約法により、国及び独立行政法人等が産業廃棄物の処理委託契約を締結する際には、環境配慮への取組状況、電子Manifestoの加入等を含む優良産廃処理業者認定制度の優良基準への適合状況等を評価し、一定基準を満たした事業者に入札参加資格を与える裾切り方式が導入され、地方公共団体も産業廃棄物の処理委託契約において環境配慮契約の推進に努めることとされている。

上記を踏まえ、国、独立行政法人及び地方公共団体等の入札担当部局に対し、産業廃棄物の処理に係る契約において、電子Manifestoの利用及び環境配慮契約を積極的に推進するように要請し、電子Manifestoの加入者が有利になる環境を整備することで、加入のインセンティブを高めていく。

## **(3) 電子Manifestoシステムの改善**

電子Manifestoの利便性の改善や利用者サービスの向上は、加入のインセンティブを高め、利用件数の拡大を支える重要な要素となる。そのため、利用者からの要望が多いものを随時システムに反映させ、加入者がさらに利用しやすいシステムに改善していく。当面は、以下のシステム改善に取り組む。

### **(ア) 処理業者による電子Manifesto登録支援**

電子Manifestoは、紙Manifestoに比べ容易性、汎用性が劣っていることが普及を阻害する要因の一つとなっているほか、電子Manifestoの義務化

の対象となる排出事業者の負担を軽減することも課題である。このような課題に対処するため、電子マニフェストシステムの操作に慣れている処理業者の支援を受けて、排出事業者が簡便にマニフェスト登録できるようにシステムの改修を行う。

なお、紙マニフェスト、電子マニフェストを問わず、マニフェストは、排出事業者が自らの責任で交付／登録すべきものであることから、本機能も排出事業者責任の下、処理業者が入力（仮登録）した内容を排出事業者が確認した上で承認（本登録）する仕組みとする。

#### **（イ）登録・報告期間遵守のための改修**

排出事業者は処理業者への産業廃棄物の引渡しから3日以内に電子マニフェスト登録をしなければならないが、現行システムでは、排出事業者が登録をしないと処理業者による運搬終了報告及び処分終了報告もできない。この問題に対処するため、上記（ア）の処理業者の支援で仮登録されたマニフェストについて、処理業者から排出事業者に対する承認操作（本登録）の督促や、本登録前に運搬終了報告及び処分終了報告ができるようにシステムの改修を行う。

また、平成30年2月の省令改正により、登録・報告期間の3日に土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を含めないこととされたことから、当該期間経過に係る警告機能修正のため、カレンダー機能を追加する。

#### **（4）電子マニフェスト情報の有効活用の検討**

電子マニフェスト情報は、産業廃棄物の処理状況を含む循環型社会構築に向けた基礎情報の把握のほか、事業者の業務負担軽減等にも活用の可能性があり、普及率の向上にも資すると考えられることから、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けたあるべき姿について一層の検討を進めるとともに、下記の具体的項目等について検討を行い、必要に応じて関連するシステムの改修等を行う。

- 電子マニフェストデータ解析機能の構築及び解析データの活用方策
- 排出事業者による処理業者の適切な選定、取引継続の可否判断のための許可内容の確認を可能とするための、産業廃棄物処理業許可情報と電子マニフェストの連携
- 事業者による地方公共団体への各種報告や届出に係る負担軽減、地方公共団体における情報の有効活用を図るための行政報告と電子マニフェストの連携

#### **（5）普及促進策の実施**

##### **（ア）パンフレット等を活用した普及啓発**

電子マニフェストの一部義務化及び電子マニフェストの登録・報告期限の改正に関するパンフレットの作成、電子マニフェストシステムの仕組みや利用の



メリット等を紹介するポスターやリーフレット等の作成、展示会等への出展、広報を行い、電子manifestoの普及促進を図る。

**(イ) 電子manifesto導入実務研修会の開催**

電子manifestoのメリットや運用方法、紙manifestoから電子manifestoへの円滑な移行方法等を周知し、加入促進を図るために、地方公共団体、業界団体等と連携して、全国各地で電子manifesto導入実務研修会を開催する。

**(ウ) 電子manifesto操作体験セミナーの開催**

ITに関する知識や経験が十分ではない事業者でも取り組む助けとなるよう、インターネットに接続されたパソコンで電子manifestoのデモシステムを利用した電子manifesto操作体験セミナーを開催する。

**(エ) ウェブサイトの充実**

電子manifestoの加入に対する疑問を解消するためのQ&A、動画等、JWセンターウェブサイトのコンテンツの充実を図る。

## 電子マニフェスト普及拡大に向けた取組

